



JAPAN P&I NEWS

組合員各位

令和 7 年明石海峡及び付近における「いかなご 2 そう曳き漁業」盛漁期間中の航行安全対策

内海水先区水先人会から、令和 7 年明石海峡及び付近における「いかなご 2 そう曳き漁業」盛漁期間中の航行安全対策について情報を入手しましたので、ご参考に供します。

なお、操業開始日は 3 月 12 日 です。

以上

添付資料：令和 7 年明石海峡及び付近における「いかなご 2 そう曳き漁業」盛漁期間中の航行安全対策
明石海峡航路付近「2 そう曳き」漁業の操業開始日について

令和 7 年 明石海峡及び付近における
「いかなご 2 そう 曳き漁業」 盛漁期間中の航行安全対策

1. 安全対策

(1) 航路入航調整

航路内の安全が確保されるまで航路への入航は行わない。

水先人嚮導船舶は、原則として日出 30 分前から正午頃までの漁業盛漁時間帯を避けて明石海峡航路を航行できるよう時間調整する。

※仕向け地が日没時刻までに制限される船舶は、出来る限り日出 30 分前までの明石海峡航路通航が望ましい。

• 漁業操業時間

① 操業開始時間：操業は日出時から開始されるが、約 30 分前から航路付近に進出する。

② 操業終了時間：通常、正午頃までだが、不漁の場合は正午を過ぎても操業が続くことがある。

(2) 航路入航可否の判断

嚮導水先人は、大阪マーチス、巡視艇の情報等を基に本船船長と打合せ、航路入航の可否を判断する。

(3) 進路警戒船について

① 水先人が乗船する船舶において、やむを得ず日出 30 分前から正午までの間に明石海峡航路を航行する場合、進路警戒船を配備する。

② 正午以降であっても漁業操業が行われている場合、警戒業務も延長して行う。

③ 警戒業務前の航路内調査は行わない。

④ 海上交通安全法に定める全長 200m 以上の危険物積載船及び全長 250m 以上の巨大船については従来通りとし、追加配備は行わない。

(4) 安全対策実施期間：操業開始から 2～3 週間（近年の傾向による予想）

参 考：令和 6 年航行安全対策実施期間	3 月 11 日、3 月 12 日
令和 5 年航行安全対策実施期間	3 月 4 日～3 月 17 日
令和 4 年航行安全対策実施期間	3 月 1 日～3 月 17 日

令和３年航行安全対策実施期間

３月 ６日～３月２０日

令和２年航行安全対策実施期間

２月２９日～３月 ６日

(５) 安全対策除外日：毎週日曜日（休漁日）

２. 安全対策終了日

操業状況により関係者との打ち合わせにより決定し、速報にて周知する。

３. 操業情報入手方法

- インターネットによる受信

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/>

※上記の操業図は通常１時間毎であるが、いかなご漁期間中は毎時
００分頃と３０分頃の２度更新される。

４. 状況により上記安全対策を変更することがある。

以 上

速 報

2025. 03. 10

内海一技25-008

関 係 各 位

内海水先区水先人会
会長 本岡 民行



明石海峡航路付近「2そう曳き」漁業の操業開始日について

標記「2そう曳き」漁業は、来る3月12日(水)から操業を開始します。

つきましては、内海一技025-006（2025. 02. 03付）にて
お知らせ致しました安全対策を上記日（3月12日（水））より開始致します。

なお、終了日に関しましては、関係方面より情報を収集した上で改めて
速報にてお知らせします。

船舶航行並びに操業漁船の安全確保につき、関係する皆様のご理解とご協力を
賜りますようお願い申し上げます。

以 上